

# 「真実かつ公正な概観」等の一考察

弓削忠史

## 1. はじめに

周知のように、「真実かつ公正な概観」は英国で形成され、最近、EC (EU) 会社法第4号指令に導入されるに至ったが、果たして、それは、会計法規範の「調和化」を意味するものであろうか。そこには、その「真実かつ公正な概観」を契機として、抽象化された「一般規範」の本質的な問題を内包化しているのでないのだろうか。従って、本小論は、まず、極めて抽象化された、会計原則的な米国の「一般に認められている会計原則」を検討した上で、英國会社法で制定法化されている「真実かつ公正な概観」等を検討することによって、抽象化された「一般規範」の基本的な問題点の一端を提起することにしたい。

## 2. 「一般に認められている会計原則」の基本的問題点

### (1) GAAP と FASB の基本的な問題点

ある会計学者によると、「一般に認められている会計原則」についていえば、それは、「実質的に権威のある支持を受けている原則」(the principles which have substantial authoritative support) であると考えられており、かかる「支持を受けうるか否かを決定するための源泉」は、①「企業において通常行われる実務」、②「金融界における指導者としての株式取引所の要求や見解」および「商業銀行家や投資銀行家の見解や意見」、③「規制委員会の統一会計制度および会計に関する裁定」、④「SEC の規則および会計に関する意見」⑤「公認会計士の肯定的意見 (the affirmative opinions)」、⑥「AAA および AICPA の諸委員会によって公表された意見」から成り立っているとされている。なかでも、「会計原則審議会とその前身の委員会〔会計手続委員会のこと。なお現在では FASB 一引用者〕の公表意見は、AICPA の会員が、

『一般に認められている会計原則』決定するにあたって、もっとも重きをなすもの」と位置づけられ<sup>1)</sup>た上、「一般に認められている会計原則」は、会計基準設定のための専門的組織、たとえばFASBを通じて、系統的かつ目的意識的に形成されるのである<sup>2)</sup>とされ、その本質的な意義として、「一般に認められている会計原則」が「公的統制」を回避するための「私的統制」の手段として積極的・意識的に生み出され、法の反対物であるというところに、その積極的な意味を有しているというのがそれである。ここには、「一般に認められている会計原則」が単なる「慣行」の要約ではなく、「公的統制」回避のための「自主規制」の手段であること、弾力的な選択基準（=制度化された会計的自由）が「一般に認められている会計原則」の本質的な・不可欠な属性であることが示唆されており、要するに、「私的統制」・「一般に認められている会計原則」・「選択基準」の三位一体性が示唆されている<sup>3)</sup>と称されながら、アメリカにおける現行の会計規制が「公的統制」を回避するための「私的統制」として成立しているということから生ずるいまひとつの問題は、この体制のもとでは、「会計的弊害」に対する社会的批判が、かかる弊害の根源である法人企業、とりわけ「ビッグ・ビジネス」そのものに対してむけられず、会計基準設定機構であるFASB-AICPAに集中されるという仕組みが、できあがっているということである<sup>4)</sup>と称されるは、傾聴すべき所説であるが、正に、そこに「一般に認められている会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles : GAAP）の本質的な問題点があるのでないのだろうか。つまり、抽象的なGAAPを一般命題化することによって、それを極めて価値的に捉ら得ることを許容することなり、そこにFASB-AICPAとGAAPの関係が問題になっていないのでないのだろうか。仮に、一定のGAAPが、コモン・ロー（common law）の原理等に類似する<sup>5)</sup>とするならば、何故に、FASBの概念フレームワーク（conceptual framework）を憲法として<sup>6)</sup>捉ら得ることができるのであろうか。つまり、それは、帰納法的思考と演繹法的思考の整合性の問題に帰結することになる。換言すると、帰納法的な観点から、果たして演繹法が展開できることの問題に帰結することになる。そこで、GAAPの在り方が再考さるべきことになる。

## （2）GAAP の在り方について

ある会計学者は、GAAP概念の解釈について、二つの見解に大別されている。一つは、「GAAPとは実質的に権威の支持（substantial authoritative support）を得ている会計原則であり、それは会計基準設定主体の公式見解（pronouncements）である」とするもの<sup>7)</sup>。二つには、「GAAPとは実質的に権威のある見解のある支持を得ている会計原則であり、それには会計基準設定主体の公式見解に加えて、AICPAなどの社会的に認められた機関の非公式の見解および一般的慣行を通じて受け入れられている実務も含まれる」とするもの<sup>8)</sup>と称され、それは、いずれも「GAAP=実質的に権威のある支持を得ている会計原則」と指定されている点では同一であるが、「実質的に権威のある支持を得ている」ものは、具体的にどのような会計原則を指

すのかという解釈の点で異なっている。したがって、GAAP 概念の解釈は、「実質的に権威のある支持を得ている」という文言の解釈に依存していよう<sup>9)</sup>と指摘され、かかる解釈について、さしあたり二つのアプローチ方法<sup>10)</sup>を提起されている。その第1は、「実質的に」、「権威のある」、「支持を得ている」という用語の意味を辞典に基づいて解釈し、これを演繹的に組み立ててその意味を明らかにする方法である。第2は、GAAP が構築されるに至ったプロセスの足跡をたどり、そのプロセスにおいてこれまでどのようなものが「実質的に権威のある支持」を得てきたのかを確かめ、これを帰納的に明らかにする方法である。いずれの方法にも一長一短があるものと思われるが、第1の方法に基づいて、それぞれの用語を論理的に解釈し、「実質的に権威のある支持を得ている」の意味を定義してみてもその定義は既存の GAAP から乖離し、非現実な議論を展開するおそれがあると思われる。ここでの目的は、「実質的に権威のある支持を得ている」という文言を当為命題とし、この解釈を行うことにあるのではなく、現行の GAAP の意味を確かめようとすることにある<sup>11)</sup>と称されるのは、当為 (Sollen) に基づく「GAAP」の形而上化を是正し、存在 (Sein) に基づく「GAAP」論を導くところの傾聴すべき所説で、その論理の一貫性には学問的に教えられることが多いが、この「GAAP」の解釈に関しては、「GAAP 概念の解釈は、『実質的に権威のある支持を得ている』という文言の解釈に依存している<sup>12)</sup>」ことを前提とされる故にか、その「GAAP」の解釈を、「この解釈を行うことにあるのではなく、現行の G A A P の意味を確かめようとすることにある<sup>13)</sup>」(傍点筆者)と称されているのは、「GAAP」概念の「実質的に権威のある支持」に囚われることからであろうか、その上、それを「法的確信<sup>14)</sup>」と相関されているが、その「法的確信」の問題は、その内容と在り方を検討しないと、「GAAP」の解釈を、「実質的に権威のある支持を得ている」という文言を当為命題<sup>15)</sup>として展開する契機を与える可能性があるのでないだろうか。そこで、その GAAP 論を存在観あらしめるためには、やはり、帰納法的な観点から展開すべきものと考える。勿論「GAAP」の用語の意味は、徐々に発展している<sup>16)</sup>こと故、その意義を明確にすることは困難なことであろうが、それは、経験等を基に<sup>17)</sup>、実務的な必要性のために発展している<sup>18)</sup>と称されていることからも、帰納法的な思考に基づいて、「一般に公正妥当と認められる会計基準」を開示すべきものでないのだろうか。そうでないと、その「一般に公正妥当と認められる会計基準」を形面上化し、その上、日々の会計諸現象を客体・対象化することになり、それは後述する制定法と同様な問題に帰結するのでないのだろうか。

### 3. 商法第32条2項と「真実かつ公正な概観」の基本的な問題点について

#### (1) 「公正なる会計慣行」と「真実かつ公正な概観」

「商法と企業会計の調整に関する研究会」の報告書によると、デリバティブが今後も多様化していく状況にあっては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であ

ると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第32条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる<sup>19)</sup>と、「第32条にいう公正な会計慣行」を「具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えない」と称されるのは、日々の会計現象に光を当る文脈となるようだが、しかし、商法第32条2項の文理構造は、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈」のために、「公正ナル会計慣行」を「斟酌スベシ」と規定しているので、結局は、「具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応する」のかは、最終的には判断者（裁判官）の裁量行為に帰属することになる「解釈補充規定」の文理構造と評してよいので（勿論、その裁量性には一定の枠があるが）<sup>20)</sup>、はたして、デリバティブの会計現象を包括化できるのであろうか。又、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」は、「法律的フレームワーク」と称してよいが、それにしても、その「公正ナル会計慣行」は、きわめて抽象的な法概念であることから、ある見解によると、「公正なる会計慣行」なのだ、といつてしまふことは簡単である。しかし、その実態は何か、と問われたときは、わが国日本の法務省の民事局参事官は何と答えるのであろう。また、わが法務省の法制審議会の商法部会の先生方は何と答えるであろう。恐らく答えに窮するに違いない。なぜならば、法第32条2項の「公正なる会計慣行」の概念は、西ドイツにおける、1919年以前の商法第38条の「正規の簿記の諸原則」の概念と共通する性質を有するからである。西ドイツにあっては、1919年、大正8年にエンノー・ベッカーがライヒ国税通則法を策案して法制化にするに至るまでは、正規の簿記、または秩序的な簿記の諸原則の実体は何か、については具体的な規範内容を呈示することができなかつたのである。……現に日本の商法学者も、「公正なる会計慣行」とは、企業の財政状態ないし経営成績を明らかにするという商業帳簿の目的に照らして妥当かつ合理的であると判断される会計慣行を意味する……、空々漠々たる抽象的概念規定に逃げ込まざるを得なかつたのである。それは、商法部会を構成する委員方の心底に、かつての、東京大学法学部長田中耕太郎教授の「白紙規定説」残滓（ざんし）が脈々と生きていたことを意味する<sup>21)</sup>と称されているよう、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」は、まさに、「空々漠々たる抽象的概念規定」と評することもできるので、やはり、個々のデリバティブ取引現象・Sein（存在）自体の中で会計基準となる会計規範、会計法規範を確立する必要がある。

ところが、最近、商法学者が、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」に関して、「公正ナル」というよりは「真実かつ公正な概観」という方が、情報を適切に提供するという趣旨を示し、具体的な指針となるように思われる<sup>22)</sup>と称されるのは、従来の商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」の在り方の問題提起であるが、しかし、果たして、「真実かつ公正な概観」の方が、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」よりも、「情報を適切に提供する」という趣旨を示し、具体的な指針となる<sup>23)</sup>のであろうか。その「真実かつ公正な概観」自体が、きわめて抽象的な法概念であるから、例え、商法第32条2項の「公正ナル会計慣行」を「真実かつ公正な概観」

に読み替えたとしても、その条項の本質的な問題点は解消されないのでないのだろうか。

## (2) 「真実かつ公正な概観」の基本的な問題

周知のように、「真実かつ公正な概観」は、英國社會を契起としており、1948年の英國會社法(第149条1項)によると、會社の全ての貸借対照表は、当該年度末における會社の業務の状態の真実かつ公正な概観(a true and fair view of the state of the company)を提供するものとし、また會社の全ての損益計算書は、当該会計年度の會社の損益の真実かつ公正な概観を提供すると規定していることから、直ちに、その規定の重要な要件である「真実かつ公正な概観」について、その意味を明らかにすることが重要である<sup>24)</sup>が、その「真実かつ公正な概観」自体が、簡単な抽象的な概念で、その上、英國會社法の中で、その法律用語の意味が定義化されてない<sup>25)</sup>ことからか、その「真実かつ公正な概観」は、根本根拠<sup>26)</sup>とか、哲學的な概念<sup>27)</sup>と評されている故にか、その「真実かつ公正な概観」の意味を確立することは困難である<sup>28)</sup>ことから、その概念は、英國において根本的な特質の一つとして考えられている<sup>29)</sup>。従って、その「真実かつ公正な概観」の「真実」とか、「公正」を如何に分析し、それを一般命題化しても、現実の会計諸現象の中から帰納法的に、それらの概念の意味を吸い上げなければ、形而上の「概念」の分析に帰結し、結局は、その法的機能性が問われることになる。

そこで、その「真実かつ公正な概観」に関する条項は、その法的機能性の問題に対処するためにか、改正されているが、しかし、それは、「真実かつ公正な概観」自体を改正するのではなく、帰納法的な視点から一定の会計情報を追加するに至っている。例えば、1989年の英國會社法(第226条3項)は、會社の個別計算書類は、貸借対照表及び損益計算書の様式及び内容並びに計算書類の附属説明書によって提供されるべき追加的情報(additional information)に関して附則第4の規定に準拠しなければならないと規定したのは、結局、その「真実かつ公正な概観」自体を「一般命題」とする法的機能性が問われることになるので、あえて、帰納法的な観点から、その「真実かつ公正な概観」に「追加的情報」を相関させたものと考えるが、しかし、そのことから、その「真実かつ公正な概観」の法的意義が機能化するものであろうか、その「真実かつ公正な概観」の文理形態は、極めて抽象的な不確定概念であるので、その概念自体が明確にならない限り、例え、その条項に追加的情報を相関させたとしても、果たして、一般命題となる「真実かつ公正な概観」が明確になるのであろうか。ある会計学者が、イギリスの場合には、真実性のほかに公正性が要求されており、単に真実なだけでは足りず真実かつ公正な報告でなければならない。「公正な」というのは、「かたよりや不正のない」ということであり、公正な会計慣行等すなわち一般に認められた会計慣行等に従った、ひとりよがりではない、というように解することができるであろう<sup>30)</sup>と称されても、その「公正」な「基準」を具体的に明確にしない限り、それは形成上的な論理の展開に帰結することになる。又、英國においては、TFVは、會社の作成する計算書類が會社法の計算規定に準拠するのみでは真実かつ公正な概観

を与えることができない場合には別の会計基準の適用をみとめるものであり、「超越的原則」(TFV は成文法の個別規定の遵守よりも優先される)<sup>31)</sup>と称されるのは、当該会社法第 226 条 5 項の観点から許容できるが、しかし、そのことから、「真実かつ公正な概観」の意義と機能性が確立されるのでなく、結局、それを「超越的原則」と位置づけることによって、他の個別的規定を体系的に整合化したのでないのだろうか。

### (3) 「真実かつ公正な概観」の在り方

そこで「真実かつ公正な概観」は、極めて抽象化された「不確定法概念」であることから、その法概念を「一般命題」として適用するならば、結局は、法の予測性に反することになり、制定法としての機能性が問われることになる。従って、上記したように、その「真実かつ公正な概観」を根本根拠<sup>32)</sup>とか、哲学的概念<sup>33)</sup>と評したのでないのだろうか。しかし、その法概念「真実かつ公正な概観」は、制定法として条項化されている以上は、当然に制定法としての機能性を内包することになるから、そこには、法解釈の在り方が問われることになる。つまり、「真実かつ公正な概観」の概念自体が、極めて抽象化された規範概念であるので、それを「一般命題」とするなら、判断者に広い裁量性を許容することになり、法の予測性が問われることになる。それ故に、その概念は、英国内の会計士の専門の地位を支えるための役割となる<sup>34)</sup>のでないのだろうか。そうすると、上記した 1948 年の英國会社法（第 149 条 1 項）の「会社の全ての貸借対照表は、当該年度末における会社の業務の状態の真実かつ公正な概観を提供するものとし、また会社の全ての損益計算書は、当該会計年度の会社の損益の真実かつ公正な概観を提供すると規定したところの意義が問われることになる。従って、「真実かつ公正な概観」を「超越的原則」と位置づけることによって、他の個別的規定を体系的に整合化したのでないのだろうか。そうすると、その「真実かつ公正な概観」は、極めて価値的に展開されることになるが、そのことに関して、ある会計学者は、それでもなお、“true and fair view” の要請が会社会計の非画一的、流動的な性格を法律体系にうまく取り込み、会社会計の自主的発展の素地を作ってきたという歴史的事実に着目するならば、其の問い合わせに対して本研究の延長線上でつぎのような控え目な答えは用意できるはずである。すなわち、“true and fair view” は少なくとも法律の硬直化に常に揺さぶり続ける原動力にはなるであろう<sup>35)</sup>と称されているのは、法の予測性を前提とする法の在り方が問われることになる。仮に、その「真実かつ公正な概観」を GAAP によって定義かする<sup>36)</sup>なら、それは、「抽象概念」を「抽象概念」で展開することになり、上記した「法の予測性を前提とする法の在り方」が問われることになる。又、その「真実かつ公正な概観」の機能性を職業の地位保全<sup>37)</sup>を問題にするならば、その「真実かつ公正な概観」の「一般命題」としての機能性が問われることになる。それ故にか、その概念を取り入れた<sup>38)</sup>、EC(EU)会社法第 4 号指令<sup>39)</sup>に関しても、その「真実かつ公正な概観」の規範的意義が問われ、EC 諸国では EC 会社法第 4 号指令にしたがって「真実かつ公正な概観」を示すべきことを求め、それを

実現するために必要な場合には法律の明文の規定から離脱することを認める規定を商法に設けている国が多数である<sup>40)</sup>と称せられている。

#### (4) EC (EU) 会社法第4号指令の基本的な問題点

EC (EU) 会社法第4号指令は、英國の影響の結果として<sup>41)</sup>か、「真実かつ公正な概観」を導入するに至っているが (Article 2(3) of the Directive provides that the annual accounts of a company shall give a 'true and fair view of the company's assets, liabilities, financial position and profit and loss. )、しかし、結局は、その概念の定義自体が明らかでないことから、それを解釈することは、きわめて困難である<sup>42)</sup>と指摘されているが、EC (EU) 会社法第4号指令の本質的な問題点は、その「真実かつ公正な概観」は、周知のように、コモン・ロー (common law) を伝統にする英國会社法 (1948年) を起源にする<sup>43)</sup>ので、はたして、その他の大陸法 (civil law) を伝統にする諸国の諸規定等との調和化は難しい<sup>44)</sup>ものと考える。それは法の捉ら得かたが基本的に異なるからである。つまり、大陸法系の諸国の法律家の間では、一般原理からの演繹の形でものを考える傾向が強いのに対し、英米では、事実関係を詳細に分析し、それが判例その他従来の法の前提としている事実関係と重要な点で違いがあるか……違いがあるとすれば法的効果も異なるべきか、……というように、case by case のアプローチがなされる<sup>45)</sup>。換言すると、コモン・ローは概して帰納法的に、社会によって形成され<sup>46)</sup>、大陸法は、演繹法的に展開されるので、その「真実かつ公正なる概観」は、EC (EU) 諸国の調和化のための重要な原則規範たりうるものかが問われることになるが、そこで、EC (EU) 会社法第4号指令に関して、フランコ・ジャーマン諸国にとっては、英國の強い要求に応じた「政治的妥協の産物」でしかない<sup>47)</sup>と評されているのは、傾聴すべき所説であるが、しかし、EC (EU) 会社法第4号指令として規定された以上は、例え、その第4号指令に内包された「真実かつ公正な概観」の意味が定かでなくとも、それは「一般命題」として演繹法的に展開されることになり、その規範としての在り方が問われることになる。従って、EC 諸国では EC 会社法第4号指令にしたがって「真実かつ公正な概観」を示すべきことを求め、それを実現するために必要な場合には法律の明文の規定から離脱することを認める規定を商法に設けている国が多数である<sup>48)</sup>と称されているのは、正に、「真実かつ公正な概観」が制定法的に規定されている故と考える。そこに、その法概念が、コモン・ロー思想を背影としているが、結局、制定法と規定したこによって、制定法に内質する問題に帰結したのでないのだろうか。換言すると、その「一般命題」たる「真実かつ公正な概観」と、その客体・対象となる現実の経済現象に乖離が生ずる故でないのだろうか。従って、仮に、その法概念の機能性を求めるとするなら、それは職業の地位の保全の役割にある<sup>49)</sup>のではないのだろうか。従ってそれが、Cohen 委員会 (The Cohen Committee) が、従来の "true and correct view" を "true and fair view" に、換えるべきことの勧告<sup>50)</sup>の現実の在り方なのかもしれない（勿論、その理由を

詳細に説明していないが<sup>51)</sup>)。しかし、そうすると、その「真実かつ公正な概観」の「一般命題」たる機能性が問われることになる。それを裁判所が、その概念を示したものであるのかを決定する場合に、会計士から専門的な証拠で審理する<sup>52)</sup>とするならば、それは、帰納法的思考となり、その「一般命題」たる意義が問われることになる。その文脈の基に英國が「真実かつ公正な概観」を当該第4号指令の要件の導入に圧力<sup>53)</sup>をかけたのでないのだろうか。

#### 4. おわりに

上記した「真実かつ公正な概観」について、ある会計学者は、“true and fair view”の要請が会社会計の非画一的、流動的な性格を法律体系にうまく取り込み、会社会計の自主的発展の素地を作ってきたという歴史的事実に着目するならば……… “true and fair view”は少なくとも法律の硬直化を常に揺さぶり続ける原動力にはなるであろう<sup>54)</sup>と評されている。

確かに、「真実かつ公正な概観」は、抽象的な「不確定法概念」であり、極めて弾力的に解釈でき、「法律の硬直化」を是正できるが、反面、その法概念の抽象性の観点から、判断者に広い「裁量性」を許容し、一定の「価値」に基づいて会計法規が展開されることで、結局、法の予測性が問われることになる。従って、上記したように、「真実かつ公正な概観」の法律用語の意味が定義化されず<sup>55)</sup>、専門化においても、その意味を立証するのが困難である<sup>56)</sup>ことから、その概念を“bottom up”か、それとも“top down”に基づいて描写すべきかの論争<sup>57)</sup>の意義が問われることになる。又、それは上記した GAAP<sup>58)</sup>と FASB の概念フレームワークの関係の問題も、GAAP 自体の概念が不確定故に、結局は、その GAAP の意義が問われることになる。それを原理的に捉ら得る<sup>59)</sup>なら、上記した「真実かつ公正な概観」と同様な問題に帰結することになる。その抽象化された「一般規範」に関する基本的な問題提起の一端が、この小論である。

#### 注

- 1) 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店、2002年、71–72頁。
- 2) 同上書、72頁。
- 3) 同上書、72–73頁。
- 4) 同上書、73頁。
- 5) M. J. Mumford and K. V. Peasnell, *Philosophical perspectives on accounting*, Routledge 1993, p. 89.
- 6) FASB, *Scope and Implications of Conceptual Framework Project*, Dec. 2, 1976, p. 2.

- 7) 広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995、92 頁。
- 8) 同上書、92 頁。
- 9) 同上書、92 頁。
- 10) 同上書、92 頁。
- 11) 同上書、92-93 頁。
- 12) 同上書、92 頁。
- 13) 同上書、93 頁。
- 14) 同上書、97 頁。
- 15) 同上書、93 頁。
- 16) R. G. Schroeder and M. W. Clark, Accounting Theory, John Wiley & Sons, Inc., 1998, p. 14.
- 17) P. R. Delaney.; J. R. Adler.; B. J. Epstein.; and M. F. Foran, GAAP, John Wiley & Sons, Inc., 1998, p. 4.
- 18) Ibid., p. 4.
- 19) 平成 10 年 6 月 16 日大蔵省・法務省「商法と企業会計の調整に関する研究報告（資料）」『商事法務』1496 号、29 頁。
- 20) 拙稿「最近の会計論とトライアングル体制について」『企業会計』第 51 卷第 6 号、1999 年、159 頁。
- 21) 飯塚毅『正規の簿記の諸原則』森山書店、1983 年、191 頁。
- 22) 弥永真正「商法計算のあり方」『企業会計』第 50 卷第 12 号、1998 年、94 頁。
- 23) 同上論文、94 頁。
- 24) D. Alexander and S. Archer, "On the Myth of 'Anglo-Saxon' Financial Accounting", The International Journal of Accounting, Vol. 35, No. 4, p. 546.
- 25) P. Walton, "The True and Fair View in British Accounting", European Accounting Review, Vol. 2, No. 1, 1993, p. 49.
- 26) J. M. Belkaoui and A. R. Belkaoue, Fairness in Accounting, Quron Books, 1996, p. 3.
- 27) D. Flint, A True and Fair View in Company Account, IACA, Gee & Co., 1982. p. 2.
- 28) R. H. Parker and C. W. Nobes, An International View of True and Fair Accounting, Routledge, 1994, p.13.
- 29) D. Flint, Ibid., p. 18.
- 30) 中川美佐子『西ドイツ会計制度論』千倉書房、1985 年、153 頁。
- 31) 徳賀芳弘『国際会計論』中央経済社、1999 年、59 頁。
- 32) J. M. Belkaoui and A. R. Belkaoue, Ibid., p. 3.
- 33) D. Flint, Ibid., p. 2.
- 34) P. Walton, Ibid., p. 49.
- 35) 山浦久司『英国株式会社制度論』白桃書房、1993 年、546-547 頁。
- 36) P. Walton, Ibid., p. 52.
- 37) P. Walton, Ibid., p. 55.
- 38) A. McGee, "The 'True and Fair View' Debate: A Study in the Legal Regulation of Accounting", The Modern Law Review, Vol. 54, No. 6, 1991, p. 887.
- 39) F. Wooldridge, Company Law in the United Kingdom and the European Community, The Athlone Press, 1991, p. 49.
- 40) 弥永真正、前掲（注 22）、91 頁。
- 41) V. Edwards, EC Company Law, Clarendon press, 1999, p. 128.
- 42) S. J. Gray and A. G. Coenenberg, EEC Accounting Harmonisation : Implementation and Impact

- of the Fourth Directive, Elsevier Science Publishing Company, Inc., 1984, p. 122.
- 43) K. V. Hulle, "The True and Fair View Override in the European Accounting Directives" European Accounting Review, Vol. 6, No. 4, 1997, p. 715.
- 44) K. V. Hulle, *ibid.*, p. 715.
- 45) 田中英夫『英米法総論上』東京大学出版会、1980年、16頁。
- 46) M. A. Eisenberg, *The Nature of the Common Law*, Harvard University Press, 1988, p. 1.
- 47) 徳賀芳弘、前掲（注31）、159頁。
- 48) 弥永真正、前掲（注22）、91頁。
- 49) P. Walton, *ibid.*, p. 55.
- 50) D. Flint, *Ibid.*, p. 6.
- 51) R. H. Parker and C. W. Nobes, *Ibid.*, p. 1.
- 52) H. Arden, "True and fair view: a European perspective", *The European Accounting Review*, Vol. 6, No 4, 1997, p. 676.
- 53) P. Bird, "What is 'A True and Fair View'?", *The Journal of Business Law*, Nov. 1984, p. 484.
- 54) 山浦久司、前掲（注35）、546—547頁。
- 55) P. Walton, *Ibid.*, p. 49.
- 56) R. H. Parker and C. W. Nobes, *Ibid.*, p. 13.
- 57) R. H. Parker and C. W. Nobes, *Ibid.*, p. 16.
- 58) M. J. Mumford and K. V. Peasnell, *Ibid.*, p. 89.
- 59) M. J. Mumford and K. V. Peasnell, *Ibid.*, p. 88.